

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防音楽隊活動事業（以下「音楽隊活動事業」という。）の趣旨に賛同する個人（消費税法第2条第3号に規定する個人事業者を除く。以下同じ。）又は法人その他の団体（消費税法第2条第3号に規定する個人事業者を含む。以下「企業等」という。）が、音楽隊活動事業に協賛する、川崎市消防音楽隊応援サポーター制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、個人又は企業等が川崎市消防音楽隊に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

企業等が、音楽隊活動事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

(2) 物品等協賛

企業等が、音楽隊活動事業の実施に要する物品、資材、施設、設備等（以下「協賛物品等」という。）又は役務（以下「協賛役務」という。）を無償で提供、又は貸与すること。

(3) 協力・支援

個人が、協賛金を提供すること。

(物品等協賛の条件等)

第3条 前条第2号に規定する協賛物品等の内容、条件等は、次の各号のとおりとする。

(1) 協賛物品等の仕様、数量、デザイン等については、協賛を申し出た企業等

と川崎市消防局長（以下「消防局長」という。）が協議して決定するものとする。

- （２）協賛物品等の搬入、初期設定作業、設置、撤去及び処分については、協賛を申し出た企業等が行うものとする。ただし、撤去及び処分について、消防局長が行うと認める場合又は緊急、その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- （３）協賛物品等の搬入、初期設定作業又は設置の時期・場所並びに撤去又は処分の時期は、消防局長が決定するものとする。ただし、消防局長は、協賛を申し出た企業等の意向に配慮するものとする。
- （４）協賛物品等の管理は、消防局長が行うものとする。ただし、特殊な協賛物品等の管理については、協賛を申し出た企業等と消防局長が協議して決定するものとする。
- （５）提供又は貸与される協賛物品等に瑕疵があったときは、協賛を申し出た企業等が修復を行うものとする。
- （６）貸与される協賛物品等に係る貸与期間中における修繕及び貸与期間終了後の返還等に関する取扱いについては、協賛を申し出た企業等と消防局長が協議して決定するものとする。
- （７）協賛物品等には、協賛を申し出た企業等の名称を表示することができるものとする。
- （８）複数の企業等から協賛物品等の協賛の申し込みがあったときは、消防局長が調整するものとする。

２ 前条第２号に規定する協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と消防局長が協議して決定するものとする。

（協賛期間等）

第４条 協賛の期間は第８条第２項に規定する日から翌年３月末日とする。

2 第2条に規定する協賛の募集期間は、消防局長が別に定める。

(協賛の申し込み等)

第5条 第2条に規定する協賛の申し込みを行う個人又は企業等は、あらかじめ、川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込書（第1-1号様式、第1-2号様式。以下「申込書」という。）を消防局長に提出するものとする。なお、協賛物品等、協賛役務を申し込む場合は、協賛内容が確認できる計画書・見積書・仕様書等を添付するものとする。

2 消防局長は、前項の申し込みがあった場合、協賛を申し出た個人又は企業等が、第11条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないと認めるときは、川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込受理書（第2-1号様式、第2-2号様式。以下「受理書」という。）により承諾した旨を通知するものとする。

(資金協賛及び協力・支援の受領等)

第6条 第2条第1号に規定する協賛を申し出た企業等又は同条第3号に規定する協賛を申し出た個人は、前条第2項による通知に基づき、消防局長が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

2 消防局長は、前項の協賛金の納入を確認した後、協賛を行った個人又は企業等に川崎市消防音楽隊応援サポーター制度受領書（第3号様式。以下「受領書」という。）を交付するものとする。なお、協賛を行った個人又は企業等からの申出があれば、消防局長は受領書の交付を省略することができる。

(物品等協賛の受領等)

第7条 第2条第2号に規定する協賛を申し出た企業等は、第5条第2項による通知に基づき、消防局長が指定する方法により、協賛物品等を納入、又は協賛役務の実施報告書を成果品として納入するものとする。

- 2 消防局長は、前項の協賛物品等の納入、又は協賛役務の成果品を確認した後、協賛を行った企業等に受領書を交付するものとする。なお、協賛を行った企業等からの申出があれば、消防局長は受領書の交付を省略することができる。

(協賛特典)

第8条 消防局長は、第5条第2項の規定により受理書を通知した個人又は企業等に対し、協賛金額又は協賛金以外の協賛方法による場合は、協賛するために要した費用の金銭換算額に応じて、別表に定める協賛特典を提供するものとし、その内容については受領書により通知するものとする。

- 2 協賛特典の効力の発生は、第2条第1号及び第3号に規定する協賛については、第6条第2項の受領書を通知した日からとし、第2条第2号に規定する協賛については、消防局長及び協賛を申し出た企業等で協議して決定するものとする。

- 3 消防局長は、第1項に規定する協賛特典のほかに、必要に応じて別の特典を追加できるものとする。

- 4 消防局長は、協賛特典の全部又は一部の提供ができない場合には、協賛の申し込みを行う個人又は企業等に、その旨をあらかじめ説明しなければならない。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 音楽隊活動事業の実施に要する経費
- (2) その他音楽隊活動事業の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(特典譲渡の禁止)

第10条 協賛特典の提供を受ける個人又は企業等は、提供された特典を第三者

に移転又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により消防局長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協賛の申し込みの不受理等)

第11条 消防局長は、協賛を申し出た個人又は企業等が、次の各号のいずれかに該当するときは、申込書を受理しないものとし、直ちに川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込不受理書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 役員等（協賛を申し出た者が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくはその他「川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）」第2条各号に該当する団体であると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

(8) 音楽隊活動事業の活動理念等の趣旨に反し、又は音楽隊活動事業の品位を損ない、あるいは正しい理解を妨げるおそれがあるとき。

(9) その他、消防局長が不相当と判断するとき。

2 消防局長は、第6条第2項による受理書を通知した個人又は企業等が、その後、前項各号に該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、直ちに川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込取消書兼返戻通知書（第5号様式）により、その旨を通知するとともに、受領済の協賛金等を返戻するものとする。なお、返戻する協賛金には利息を付さないものとする。

3 協賛を申し出た個人又は企業等は、第1項の規定による協賛の申し込みの不受理又は前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を消防局長に請求することができない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年10月29日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

サポーターランク及び特典一覧

サポーターランク	協賛金額	特典内容
トップ	100万円	(1)～(6)すべての特典
プラチナ	50万円	(1)～(5)の特典
ゴールド	25万円	(1)～(4)の特典
シルバー	15万円	(1)～(3)の特典
ブロンズ	10万円	(1)、(2)の特典
オフィシャル	5万円	(1)の特典
アイテム	5万円～25万円	金銭換算額に応じてランク相当の特典を付与

1 特典内容

- (1) 川崎市ホームページに企業名を掲載
- (2) 川崎市ホームページに企業ロゴを掲載
- (3) 消防音楽隊が主催する演奏会のチラシやパンフレットに企業ロゴを掲載
- (4) 消防音楽隊が主催する演奏会の観覧席確保
- (5) 特別コンサートの開催
- (6) 定期演奏会の「冠」サポーターとして演奏会内での紹介、パンフレット掲載

2 募集数

トップサポーターは1社とし、プラチナサポーターは2社以内とする。

第1－1号様式（第5条第1項関係）（企業等用）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込書

令和 年 月 日

川崎市消防局長 様

所在地
名 称
代表者
(役職・氏名)

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度実施要綱の内容を了承のうえ、次のとおり協賛を申し込みます。

また、同要綱第11条第1項各号に該当していないことを確認しました。

1 協賛の内容 (※必須)

該当する協賛方法の申込欄に「○」を付け、協賛内容、協賛金額についてご記入ください。

申込欄	協賛方法	協賛内容	協賛金額（金銭換算額）
	資金協賛	協賛金の提供	円(税抜)
	物品等協賛	の提供・貸与	円(税抜)

※ 協賛金の納入に当たっては、別途消費税が必要となります。

例) 100万円を資金協賛いただける場合、消費税込で110万円の納入となります。

※ 物品等協賛は、協賛内容に応じた金銭換算額を記入してください。

また、具体的な内容・数量等が記載された資料や金銭換算額の算出方法・算出根拠が分かる資料（計画書、見積書、仕様書、カタログ、提案書等）を添付してください。消防局が、提出された見積書等を踏まえ、換算額の確認をさせていただきます。

2 協賛予定日 (※必須)

令和 年 月 日 ※資金協賛の場合は、納入実施可能日をご記入ください。

3 受領書の交付希望 (※必須)

受領書の交付希望について、どちらかに「○」を付けてください。

希望する	希望しない
------	-------

4 公式ホームページ等の掲載名 (※必須)

掲載名	
貴社・貴団体の ホームページ URL	

5 備考

--

6 連絡先等 (※必須)

所属・役職		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
Eメール アドレス			

7 本申込書の提出先・お問い合わせ先

〒216-0016 川崎市宮前区犬蔵1-10-2 消防局総務部人事課 音楽隊担当 電話／FAX：044-975-0119 E-mail： 84ongaku@city.kawasaki.jp ※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局総務部人事課までお問い合わせください。 電話：044-223-2523

8 協賛申込にかかる特記事項

- (1) 資金協賛にかかる協賛金は**消費税抜額**です。
- (2) 物品等協賛の金銭換算額は上限を25万円といたします。25万円を超える協賛をいただいた場合でも、サポーターランクに変更はありません。
- (3) 資金協賛と物品等協賛を併せてお申し込みいただいた場合、合算してサポーターランクを決定します。

(4) 協賛の申し込み時期によっては、協賛特典の提供ができない場合があります。

(5) 社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により、川崎市消防音楽隊の活動を大幅に制限する場合、協賛金等の取り扱いについては、消防局と協賛企業等の双方協議の上、決定いたします。

第1－2号様式（第5条第1項関係）（個人用）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度協賛申込書

令和 年 月 日

川崎市消防局長 様

住所

氏名

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度実施要綱の内容を了承のうえ、次のとおり協賛を申し込みます。

また、同要綱第11条第1項各号に該当しないことを確認しました。

1 協賛の内容（※必須）

協賛方法	協賛内容	協賛金額
協力・支援	協賛金の提供（5万円以上）	万円(税抜)

※ 協賛金の納入に当たっては、別途消費税が必要となります。

例) 5万円を資金協賛いただける場合、消費税込で5万5千円の納入となります。

2 協賛予定日（※必須）

令和 年 月 日

※ 納入実施可能日をご記入ください。

3 受領書の交付希望（※必須）

受領書の交付希望について、どちらかに「○」を付けてください。

希望する	希望しない
------	-------

4 備考

--

5 連絡先等 (※必須)

電話番号		FAX 番号	
Eメール アドレス			

6 本申込書の提出先・お問い合わせ先

〒216-0016 川崎市宮前区犬蔵1-10-2 消防局総務部人事課 音楽隊担当 電話／FAX：044-975-0119 E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp ※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局総務部人事課までお問い合わせください。 電話：044-223-2523

7 協賛申込にかかる特記事項

- (1) 資金協賛にかかる協賛金は消費税込額です。
- (2) 協賛の申し込み時期によっては、協賛特典の提供ができない場合があります。
- (3) 社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により、川崎市消防音楽隊の活動を大幅に制限する場合、協賛金等の取り扱いについては、消防局と協賛申込者の双方協議の上、決定いたします。

第2-1号様式（第5条第2項関係）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込受理書

（資金協賛／協力・支援）

令和 年 月 日

様

川崎市消防局長

令和 年 月 日付で提出のありました協賛申込について、次のとおり承諾しましたので通知します。

1 協賛内容

協賛方法	
協賛金額	円
備考	

2 協賛金の納入について

納入通知書をご参照のうえ納入手続きをお願いいたします。

【本通知に関するお問い合わせ】

消防局総務部人事課音楽隊

電 話／F A X：044-975-0119

E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp

※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局
総務部人事課までお問い合わせください。

電話：044-223-2523

第2-2号様式（第5条第2項関係）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込受理書

（物品等協賛）

令和 年 月 日

様

川崎市消防局長

令和 年 月 日付で提出のありました協賛申込については、次のとおり承諾しましたので通知します。

1 協賛内容

協賛方法	
協賛内容	
金銭換算額	
備考	

2 協賛物品等・協賛役務の実施報告書の納入について

【本通知に関するお問い合わせ】

消防局総務部人事課音楽隊

電 話／F A X：044-975-0119

E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp

※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局
総務部人事課までお問い合わせください。

電話：044-223-2523

第3号様式（第6条第2項関係）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度受領書

令和 年 月 日

様

川崎市消防局長

川崎市消防音楽隊活動事業への協賛として、次のとおり受領し、サポーターランクを決定しましたので通知します。

1 受領内容

協賛方法	
協賛内容	
協賛金額／金銭換算額	
備考	

2 サポーターランク

「 」

【本通知に関するお問い合わせ】

消防局総務部人事課音楽隊

電 話／FAX：044-975-0119

E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp

※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局総務部人事課までお問い合わせください。

電話：044-223-2523

第4号様式（第11条第1項関係）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込不受理書

令和 年 月 日

様

川崎市消防局長

令和 年 月 日付けで提出のあった川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込書については、川崎市消防音楽隊応援サポーター制度実施要綱第11条第1項第__号に該当すると判断し、不受理としましたので通知します。

【本通知に関するお問い合わせ】

消防局総務部人事課音楽隊

電話／FAX：044-975-0119

E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp

※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局総務部人事課までお問い合わせください。

電話：044-223-2523

第5号様式（第11条第2項関係）

川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込取消書兼返戻通知書

令和 年 月 日

様

川崎市消防局長

令和 年 月 日付けで通知した川崎市消防音楽隊応援サポーター制度申込受理書については、川崎市消防音楽隊応援サポーター制度実施要綱第11条第1項第 号に該当することと判断しましたので、取消します。

なお、協賛金又は協賛物品等については、次のとおり返戻いたしますので通知します。

1 返戻する協賛の内容

--

2 返戻方法

--

【本通知に関するお問い合わせ】

消防局総務部人事課音楽隊

電 話／FAX：044-975-0119

E-mail：84ongaku@city.kawasaki.jp

※担当者が派遣演奏等で不在の場合は、消防局総務部人事課までお問い合わせください。

電話：044-223-2523